

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和6年9月13日（金曜日）

開会 午後3時00分

閉会 午後4時22分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

（出席）	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	村 木 理 英
	〃	頓 宮 美津子		

（欠 席） なし

（その他出席者） なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	梅 田 政 徳	政策調整課長	林 啓 二
財政課長	岡 真 里	文化芸術課長	岡 本 紀 子
保健福祉部長	横 田 優 子	健康医療課長	白 神 洋
健康医療課主幹	今 若 睦 也	健康医療課主幹	竹 下 あけみ
福祉課長	小 野 玲 子	こども課長	木 田 美 和
長寿介護課長	小 原 靖 子	教育長	久 山 延 司
教育部長	江 口 真 弓	教育総務課長	藤 原 直 樹
部活動地域移行推進室長	矢 吹 慎 一	学校教育課長	村 山 俊
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	監査委員	風 早 俊 昭
監査委員	三 宅 啓 介	監査事務局長	弓 取 佐知子

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午後3時0分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、認定第2号 令和5年度総社市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

それでは、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

決算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 決算書268ページ、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費、負担金、補助及び交付金、一般被保険者高額療養費についてなんですけども、一般被保険者療養給付費は金額が下がっていると、金額が。被保険者数の減少によって1人当たりの医療費が高くなっていると。この理由は何だと考えられますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

給付のほう、総額としては下がっていると、1人当たりは上がっているということでございますが、やはり加入者、被保険者、こちらが後期高齢者医療保険のほうに大量に今移行している期間で被保険者が減っている、これが1点あると思っています。

もう一点は社会保険の適用拡大、こちらによって国民健康保険の加入者の方が、非常勤の方が社会保険のほうに変わることができる。結果、国民健康保険としては加入者が減ったというような状況があると捉えています。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 被保険者の減少によって1人当たりの医療費が年々高くなっているように思うんですが、これは何か理由がありますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の再度の御質問でございます。

医療費が高くなるということでございますが、やはりこれは高齢化が一つあると思っております。

もう一点大きいこととしましては、医療の高度化、こちらによって今までなかなか治らなかった

方が高額な治療薬によって治るとか、そういった医療の高度化によって医療費が上がってくるとい
う状況がございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございますか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 歳入の決算書260ページから261ページなんですけども、第10款繰入金、第
2項基金繰入金、第1目国民健康保険事業基金繰入金、今回5,000万円の基金を繰り入れられてい
る。これまで平成21年度から平成25年度は繰入を行っているが、それ以降、繰入を実施されていな
いということがあると思います。基金残高も8億円あると。今後、国民健康保険税の値上げを検討
されるのかということをお尋ねします。

県内の国民健康保険税は統一されるというふうに聞いておりますが、まだそうっていないと思
います。総社市の国民健康保険税は県内他市と比較してどうかについて伺います。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） まず、基金の状況でございます。こちらが、今回5,000万円を取
り崩したということでございますが、この要因といたしましては県が平成30年度からは国民健康保
険の財政運営の主体となっているというところでございまして、この県への納付金、こちらのほう
が上がっているということでございます。県の会計といたしましても、被保険者の減少等で上げざ
るを得ない状況があるといったところでございます。

そういった中で、本市の国民健康保険税ということでございますが、こちらは税率のほうを現状
据え置いているという状況でございまして、県のほうは求める税率は上がる、うちのほうは据え置
くという状況でございますので、基金の状況などを見ながら、今後、料金というところの税率、こ
れも考えていくことが必要だと考えております。

また、本市の国民健康保険税の県内比較というところでございますが、こちらが令和5年度で申
しますと県内で5番目に高い水準の保険の税率という形になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第3号 令和5年度総社市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第4号 令和5年度総社市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） まず、決算調書480ページ、第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費、この介護認定審査会の開催件数は横ばいとある。令和5年は要介護、要支援の認定数は156人と一気に増加しておりますが、その理由をお答えください。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 村木委員からの御質問にお答えいたします。

要介護認定、要介護、要支援の方々の認定の件数が昨年度と比べ156人と大幅に増えていることについての御質問についてお答えいたします。

令和5年度の認定者が増えた要因として考えられるのは、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年と新型コロナも関係して申請の差し控えが考えられます。令和5年度になって活動が活発になったということも考えられ、認定を受けようとする方が多かったように思われます。

それともう一つ、要介護、要支援認定の中でも要支援者の認定率が大幅にアップしております。

これから団塊の世代が後期高齢者になるにつれて、支援を必要とする方が増えてき始めているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 歳入の308ページ、繰入金の基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金についてなんですけど、今回6,000万円の基金の繰入を実施されております。第8期の計画期間中の繰入れ予定額は幾らだったのかということと、第9期の計画期間中の予定額が分かれば教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 第8期の最後、令和5年度については6,000万円の繰入をしております。令和4年度については1,000万円ちょっとの繰入をしております。こちらのほうは第8期の計画に基づいてきたものでございますけれども、第9期以降の繰入の予定、改めて回答させていただきます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 介護特別会計決算調書の475ページの介護保険要介護（要支援）認定者数の推移のグラフですけれども、令和4年度が3,761名で、令和5年度に3,917名、令和元年度からある程度横ばいだったのが令和5年度に一気に増えています。この3,917名のうち、認知症と診断というか、の傾向で要支援になった人数というのは分かりますか。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 頓宮委員からの御質問にお答えいたします。

認定に当たって認知症であるかどうかというのは、調査票なんかに書いてありますけれども、統計として取っておりませんので、認知症の数についてはお答えしかねます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 決算調書480ページ、第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費ということで、介護認定審査会費について御質問いたします。

報酬の会計年度任用職員報酬149万4,966円、これ、1名分は分かります。その下にある介護認定審査会の委員報酬の659万4,600円について、内訳を教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 仁熊委員からの御質問にお答えいたします。

介護認定審査会委員報酬659万4,600円の内訳ですけれども、こちらのほうは委員として医師15名、歯科医師9名、社会福祉士7名、保健師5名が認定審査会のほうに関わってくださっており

ます。ですので、この方々へのお支払いということで、内訳について今、手持ちで持っておりますので、また改めてお答えさせていただきます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ごめんなさい、人数だけでいいんで、今、早口だったんでゆっくり、メモする時間もないんで、申し訳ない、人数だけで結構。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 仁熊委員からの改めての御質問にお答えいたします。

申し訳ありません。介護認定審査会の委員の中には、医師が15名、歯科医師9名、社会福祉士が……。

○委員長（溝手宣良君） もう少しゆっくり。

○長寿介護課長（小原靖子君）（続） 医師が15名、歯科医師が9名、社会福祉士が7名、保健師5名の方が関わってくださっております。認定審査会の審査自体は四、五人で毎回審査をしておりますので、その方々の出席状況によってお支払いをさせていただいております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員、よろしいですか。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 決算調書485ページ、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第5目施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付費に関してです。

これ、令和3年度、令和4年度、令和5年度と年々増えているわけですが、今回、令和4年度から令和5年度に関しては約1億円のプラスとなっております。ここのところの下のほうにも書いてますけども、大規模な施設整備はなかったが利用者の増加によりサービス給付費が増加している。これ、前年の決算調書を見ても同じようなんですが、施設が増えていない状況で利用の方が増えてるということで、令和5年度のときでもそうなんですが、市内の施設で全ての方が対応できるかといったら多分難しいと思うんですが、市内の施設の令和5年度の対応状況と、市外でも恐らく対応されてると思うんですけども、その状況というのを、詳細というのと、あとどういうふうに分

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 山名副委員長からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、市内の施設の状況ですけれども、介護福祉施設には様々ございますが、ここでこの費目で対象になっているのが特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院とありますが、大きなものは特別養護老人ホームと思われます。特別養護老人ホームは、ただいま満床という話を聞いております。待機の方も何人かいらっしゃるというふうにお伺いしております。それから、介護老

人保健施設についても現在満床で、出入りが激しいようなことも聞く施設もありますけれども、ただいますぐに入れるというところは難しいというふうに聞いております。

今後についてですけれども、施設を一つ造るに当たっては大きなお金も動きますし、市からの補助金、国、県の補助金も必要になってまいります。施設については、総社市の高齢者福祉計画に基づいて、施設の整備等を計画的に考えているところであり、入居希望の方が多い場合にはまた改めて検討して、介護運営協議会とそれから議会の皆様にもお諮りしたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 先ほどの村木委員からの御質問についてお答えいたします。

9期の繰入金ですけれども、9期は令和6年度から3年間の計画で行っております。介護保険料を今回増額しておりますので今のところは考えておりませんが、今後、繰入れについては時期が来たら考えることがあるかもしれません。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 今の御答弁を受けての質疑は大丈夫ですか。

他に質疑は、改めて伺いますが、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

認定の審査は全て終了いたしました。

監査委員におかれましては、長時間にわたり御苦労さまでございました。

また、以後の議案等の審査に関係のない説明員の方もここで退席されて結構でございます。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時22分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第61号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第61号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

この規約の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決を経ようとするものでございます。

規約の変更内容は、別表第2（第4条関係）、第2号及び第3号中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、改正後の規約は令和6年12月2日から施行することといたしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第62号 総社市国民健康保険条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第62号 総社市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

条例の改正理由でございますが、国民健康保険法の改正により被保険者証の廃止に伴う罰則規定が改められたことから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容を改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開き願います。

罰則について定めております第1条につきまして、被保険者証が廃止されることに伴い国民健康保険法第9条第9項が第5項に繰り上がったための改正と、被保険者証の返還に係る記載を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、改正後の条例は令和6年12月2日から施行することとし、条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることといたしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） これ、かなり高齢の方も多いと思うのですが、この10万円の罰則、返さないことによるということの周知、どのようにしていくんでしょうか。例えば通知文が来たりとかしても、なかなかそれが読めない方とか、うっかり返さないという方が増えてくると思うんですけど、そういうのを防ぐために何か方法、お考えありますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頓宮委員の御質問でございますが、10万円の罰則の規定自体は、こちらは経過措置として現行の保険証、こちらが有効期限まで使用可能ということでございまして、そういった方について現状も適用してますが、そういう方は適用がまだ経過措置でされるということでございます。そちらの周知ということでございますが、あくまでも我々が返還していただきたいといったことに対応するものでございますので、丁寧な説明をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第63号 総社市心身障害者医療費給付条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 議案第63号 総社市心身障害者医療費給付条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この一部改正につきましては、個人番号カードと健康保険証の一体化により健康保険証が廃止されること、また受給資格証の更新手続について改める必要があることから、関係条文の整備を行うとするものでございます。

改正の内容でございますが、改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開きください。

まず、医療費の範囲を定める第4条ですが、関連する第9条から御説明いたしますので、次のページをお開きください。

第9条は、健康保険証の廃止に伴い、受給資格者が療養を受ける際の病院等で資格確認として電子資格確認等による確認と受給資格証の提示による確認に変更し、表題につきましても受給資格証の提出から受給資格証の提示に改め、またただし書の内容については不要となったため削除するものでございます。

そして、1ページお戻りいただきまして、第4条第2項のうち第9条のただし書を削除するものでございます。

次に、第6条に第4項として市の資格確認による更新手続について新たに定め、第5項は岡山県の心身障害者医療費給付条例準則に合わせた職権による更新手続の規定について新たに定めるものであり、第14条は不要となる第6条第3項の記載を削除するものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は令和6年12月2日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第64号 総社市小児医療費給付条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（木田美和君） 議案第64号 総社市小児医療費給付条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この一部改正につきましては、個人番号カードと健康保険証の一体化により健康保険証が廃止されることから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、改正前後表の条項により御説明いたしますので、1枚お開きください。

受給資格者証の提示としまして、第8条では個人番号カードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止に伴い、受給資格者が療養を受ける際の病院等への資格確認として電子資格確認等による被保険者等の確認と受給資格者証を提示することに変更するものでございます。

附則といたしまして、健康保険証の発行の廃止となる令和6年12月2日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第65号 総社市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（木田美和君） 議案第65号 総社市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この一部改正につきましては、個人番号カードと健康保険証の一体化により健康保険証が廃止されること、また受給資格証の更新手続について改める必要があるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開きください。

まず、医療費の範囲を定める第4条ですが、関連する第9条から御説明いたしますので、次のページをお開きください。

第9条は、健康保険証の廃止に伴い、受給資格者が療養を受ける際の病院等での資格確認として電子資格確認等による確認と受給資格証の提示による確認に変更し、表題につきましても受給資格証の提出から受給資格証の提示に改め、またただし書の内容については不要となったため削除するものでございます。

そして、1ページお戻りいただきまして、第4条第2項のうち第9条のただし書を削除するものでございます。

次に、第6条に第4項として市の資格確認による更新手続について新たに定め、第5項は岡山県のひとり親家庭等医療費給付条例準則に合わせた職権による更新手続の規定について新たに定めるものでございます。

また、受給資格証の更新等に関する規定がさらに追加されるため、表題に「等」を加えるものでございます。

附則としましては、改正後の条例は令和6年12月2日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第66号 総社市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 議案第66号 総社市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

この条例の一部改正は、介護保険法施行規則の改正により地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置が可能となったことから職員に係る基準及び員数を改めるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

主な改正内容につきまして、改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開きください。

第3条第1項において、総社市介護保険運営協議会が認めるときは職員の員数を常勤換算方法によることができることとし、次のページ、第2項において複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として配置する場合の員数の基準を定めております。

附則といたしまして、この条例は令和6年10月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 今回、条例の改正ということで、現在、総社市内には6箇所、地域包括支援センターがあるということですが、この今回の条例は人材不足、人手不足というのを広域、広い視野で見て人を動かしていきましようというのが一つのことなんですけども、今現在この6箇所の地域包括支援センターで適切な職員配置ができてない、言うたら人材不足に陥っているというところがあるのかどうかということと、今回、職員配置ができるということですが、それぞれ地域包括支援センター、この6箇所というのが全て委託先が異なるわけであって、ここのところの連携というのが可能になるんでしょうか。確認をします。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 山名副委員長からの御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の人材不足の場所があるかとの御質問ですが、現在6箇所にある地域包括支援センターでは3職種全て皆さん3人ずつ以上は配置されております。人材不足は今現在はないというふうに認識しております。

もう一つの御質問、連携ができるかということですがけれども、実際、委託契約を各包括支援センターと結んでおりまして、現在6箇所ありますが、5法人に委託をしております。そこで、1法人が2箇所を持っているところがありますけれども、そこでしたら可能な制度になるかと思われます

が、総社市としては地域包括支援センターは委託契約に基づいて総社市の委託契約をお願いをしております、国の法律改正はございましたが契約の中では3職種の職員を配置することを求めていますので、今後そのようなお話がありましたら市の介護保険運営協議会に諮りながら検討してまいらなくてはならないというふうに考えております。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第67号 総社市教育復興子育て基金条例の廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 議案第67号 総社市教育復興子育て基金条例の廃止について御説明いたします。

当該基金は、平成30年7月豪雨災害により被災した総社市の子どもたちの生きる力となる確かな学力、豊かな心及び健やかな体を育む事業として小・中学校の図書購入に基金の全部を執行したため、条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、公布の日から施行するものとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 全額執行したとありますが、どんな事業に具体的に使われたんですか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 村木委員の御質問にお答えします。

各小・中学校の図書購入費に執行いたしております。図書購入費です。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これは、もともと平成30年7月豪雨災害で被災した子どもたちの生きる力のためにということで基金をつくられたと先ほど説明ありましたが、その内容とは違った方向で使われてるんじゃないかなというのが一つ。なぜそういう形で無理やり使ったのかなというふうに思えてなりません。そこから行きましょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 村木委員の再度の御質問にお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害がありまして、各小・中学校の児童生徒の心の教育ですとか豊かな心、また被災した心などの健やかな成長を願うものとして、図書を充実させ、それでそういう教育を推進していくという目的で図書購入費に充てております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 令和4年度末には残高が100万円ほどあったんですよね。令和元年度の末から変化がないのに急に令和5年度で基金を充当してこれを使われてるわけです。どうもそれが私は納得できない。いきなり図書を購入しなきゃいけない理由があったんですよね、このときにいきなり一気に。どうもそれが私は、なぜ一気に使わなきゃいけないのかというのが非常に私は不可解なわけです。そこを払拭したいんですけども、基金を使うというのはもともと議会に報告することはないんですね。これ、必要はありません。それをいいことに使ってるんじゃないかなというふうに言わざるを得ないわけです、私はね。これは、そもそも相馬市から60万円もらってる。最初、平成30年、そこから始まってます。それがなぜか急に令和5年度に基金を充当して全部使ってるんですね。これ、何か政治的な意図があったんじゃないですかね。そこを払拭してほしいんですけども、相馬市長との、全国市長会の選挙がありましたよね。これ、確執があったんじゃないかなと私は思うんですよ、非常に。どうもそう思えてならない。これ、そうなつてきますと、市政を私物化してるんじゃないかというのが言いたいわけです、私はね。今の説明だと大義が通らないですよ。図書をいきなり令和5年度に一斉に買うみたいだね。無理やり使ったんじゃないかなと。もともと、そんなだったら基金をつくることはないんじゃないかと、もともとがですよ。基金を積むことはない、最初から、これ。そんな乱暴な使い方をするのであれば。そこをきちんと説明しとしないと、後々いろんな禍根が残るんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） この使い道であります、これは最終的に何に使うのが一番効率的、効果的かということで図書購入ということを思いついてます。そういうふうにさせていただいたわけで、政治的な意図ということがありましたが、これは全くございません。教育委員会で学校と相談して何がいいかということで、図書ということで決定させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 非常にタイミングが悪いわけです、これね。そのタイミングがいろんな臆測を呼ぶわけです、これは。丁寧にこれ対応しなきゃいけないです。今いろんなコンプライアンスが言われてるわけですよ。特に私が気になるのは、議会に報告しなくていいわけです、これ。だから、余計不透明になってくるんです、これ、どうしても。不透明になってしまうんだという配慮が要るということです、これは。議会に報告しなくてもいいよということで、安易にやってるんじゃないかということです。そこは、やっぱりいろんな角度から検証する必要がある。基金を使う場合はですよ、特に。ちょっと乱暴なんじゃないかなと思うんですけども、今後もこんな乱暴な使い方、私の言い方としては乱暴な使い方です。こういうことで基金の運用をされるんですか、どうですか。これはきちんしとかなないと、後々いろんなことが起こりますよ。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 基金の使い方、これは議会に報告する必要があるから、雑といいますか、そういう深く考えずに使ったということはもう全くないわけでありまして、最後の年、令和5年度に100万円ということで、大きなお金だったからそういうふうに取りられるかもしれませんが、そういう意図は全くございません。そういう疑いを招かないように、使い方については今後、気をつけていかないといけないというふうには思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） やはり基金を取り崩して活用するときには、いろんな角度から、いろんな方法で検証する必要があると思うんですよ。そういう意向がなくてもですよ、いろんなことを後々言われるんじゃないかなということを緊張感を持って当たらないと、これは市政運営に大きな支障を来すと私は思います。ですから、あえてこのことを言わせていただくわけです。当局側は結局、そんなことは思ってませんと幾ら言ったところで、見る人間が見たらいろんなことを思うわけですよ。そこが非常に難しい、今は。だから、慎重に丁寧に、誰に言われてもきちんと説明ができるようにしとかなきゃいけないということを私は言いたいわけですけど、そのような感覚というか感性といいますか、そういうものが足らなかったんじゃないかなと、これは反省を含めて申し上げますけど、いかがですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） この基金はもちろんですが、それ以外に関しても税金の使い道、使い方に関しては本当におっしゃるとおりいろんな角度から、いろんな見方あるということも踏まえながら丁寧に慎重にしていきたいと思います。今後そういうふうにさせていただきます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 冒頭でも申し上げましたが、全国市長会の選挙があったわけですよ。だ

から対立候補なわけですから、結局ね、市長のいろいろな政治的な配慮で市政運営を私物化してるんじゃないかというふうに最も言われやすいんです、これ。そこは当局がきちんと交通整理しないと市の信用を失うんじゃないかというのを私は言いたいわけです。これ、非常に大事ですよ、この感覚は今や。そこをお答えください。これ、片岡市政の運営に対して非常に禍根を残しますよ、こんなことをやってると。そこを申し上げたい。そこをどういうふうに考えてるのか、どういうふうにやるか。最後にそこだけお答えください。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） その視点というのは正直全くありませんでした。そういうふうに見られる可能性があるというところが、そういう意味でもっと慎重に多くの意見を聞いて決定していかないといけないということを今言われて感じたということでございますので、今後、気をつけていきたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第73号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（小野玲子君） 議案第73号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する部分につきまして御説明させていただきます。

それでは、便宜歳出から御説明させていただきますので、予算書の14ページ、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、説明欄2行目になります子育て王国そうじゃ基金積立金51万円の増額につきましては、民間からの子育て事業に対す

る寄附金の一部を積み立てるものでございます。

説明欄一番下の高木聖鶴・聖雨基金積立金200万円の増額につきましては、高木聖雨先生からいただいた書道の振興に対する寄附金を基金に積み立てるものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第27節繰出金46万9,000円の増額につきましては、通信運搬費の増額に伴い介護保険特別会計繰出金を増額するものでございます。

続いて、第6目老人福祉費、第19節扶助費250万円につきましては、市内に居住する65歳以上の方に対する高齢者補聴器購入費の助成金でございます。

次に、同款、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費、第12節委託料173万4,000円につきましては、生活保護法の改正により生活保護世帯の高校卒業後の就職者の新生活立ち上げ費用を支給するためのシステム改修委託料でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、第19節扶助費88万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害の認定が新たに行われたことから、国の定める救済額を被害者に対し給付するため、増額しようとするものでございます。

続きまして、第10款教育費について御説明いたします。

議案を1枚お開きいただき、16ページ、17ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第2目事務局費、第3節職員手当等1,400万円の増額につきましては、普通退職者の退職手当を計上するものでございます。

歳出については以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 次に、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第4目衛生費国庫負担金88万円につきましては、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費の国からの負担金でございます。

第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金75万円につきましては、歳出で御説明いたしました電算システム改修委託に係る国からの補助金でございます。

第4目衛生費国庫補助金1億1,703万円につきましては、新型コロナ定期接種のワクチン確保に対する国からの助成金でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第3目民生費寄附金につきましては、「子育て王国そうじゃ」への指定寄附としてNPO法人ころから頂戴した寄附金51万円でございます。

第10目教育費寄附金につきましては、書道振興指定寄附として高木聖雨様から頂戴した寄附金200万円でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第41目高齢者等福祉事業矢吹基金繰入金につきましては、歳出で御説明しました高齢者に対する補聴器助成事業に係る経費の一部に基金を充当しようとするも

ので、50万円を計上するものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費について御説明しますので、4ページ、5ページを御覧ください。

第2表繰越明許費のうち本委員会の所管に属するものは、第3款民生費及び第10款教育費で、新庁舎の移転が令和7年4月以降となりましたことから、各種システムの移設などにつきまして年度内完了が困難となりましたものであり、繰越明許の措置を取りまして、それぞれ記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 調書の7ページにあります第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、高齢者補聴器助成事業に関してです。

先ほどの説明にもありましたが、対象になる方ですとか、あとは要件ですね。こういったものが提出の際に必要なのか。あとは、補聴器自身がどういう物が対象になるのか。あとは上限、ここには一応5万円を上限としてありますが、それは何分の1が対象になるのかということと、あとは申請方法ですね。買う前に申請をしなければならないのか、買った後にするのか、そういう申請方法ですとか、あと提出書類、診断書ですとかそういうのが必要かというところの確認をさせてください。お願いします。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 山名副委員長からの補聴器に関する御質問にお答えいたします。

まず、補聴器購入費助成の対象者でございますけれども、65歳以上の方、そして住民票があり居住している方。それから、税に関することとしましては、非課税世帯であったり、市税の未納がないこと。補聴器の耳の治療に関してですけれども、医師から補聴器による治療が必要であると判断された方々を対象としております。

それから、書類についてですけれども、医師から判断されたというところで、診療情報提供書というものを耳鼻科医が補聴器の購入先に提示してからの補聴器の購入になるというふうに医師から聞いております。この診療情報提供書というものを医師に書いていただいて、それを提出していただくこととなります。

もう一つ、補聴器の購入に当たっては、その方に合った適切な補聴器というものを想定しており

ますので、認定補聴器技能者という方がいらっちゃって、その方が補聴器に関しての御説明をされるというふうに聞いております。その認定補聴器技能者との関わりが分かるものとして、認定補聴器技能者または認定補聴器専門店から見積をいただいたものについての補聴器を対象とすることにしております。

申請方法につきましては、まずは窓口にお越しただいて、丁寧に御説明を差し上げて、それから補聴器の購入を検討していただきたいと思います。早く補聴器が欲しいというお声も聞いてはおりますけれども、まずは丁寧に御説明をして、どういうものがあなたに合っているよ、それからこういうところに御相談に行かれてということを説明していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 申し訳ありません。一つ申し添えておきます。

山名副委員長から、上限は5万円であるが何分の1ですかというお尋ねがありました。何分の1というのは考えておりません。医師のほうには、3月に総社市内の全ての医師にお話にお伺いしております。そのときに10万円ぐらいからの補聴器が適当であろうというふうにお話をお伺いしてありましたところで、10万円の大体半分が5万円かなというふうな想定と、それから何分の1というのを設けないのは、5万円を上限で、例えば10万円であっても5万円、20万円であっても5万円ですけれども、4万5,000円であっても5万円の補聴器ということで助成をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5万円が上限で、補聴器の何分の1という想定はしておりません。

（「4万5,000円が何とか」と呼ぶ者あり）

○長寿介護課長（小原靖子君）（続） 4万5,000円だと4万5,000円です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 今の山名副委員長の質問に併せてなんですけども、この補聴器なんですけども、窓口でまず対応することなんですけども、これは認定補聴器を販売している販売店の領収書なり、そういうものも要るわけですね。ということになれば、窓口で対応したときに販売店のリストとかというのはあるんですか。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 仁熊委員からの御質問にお答えします。

認定補聴器の専門店のリストはございませんが、病院、今市内に3箇所耳鼻科のお医者さんがいらっちゃってて、そこのほうにお尋ねすると、そこのほうで認定補聴器技能者のいるお店というのを御紹介されるそうです。こちらのほう、市内に限ったものではございませんので、市外であっても認定補聴器専門店もしくは認定補聴器技能者が出した見積書であれば。その専門店というのは登

録されておりますけれども、技能者につきましては資格をお持ちでいらっしゃる、資格証というものををお持ちでいらっしゃるそうです。そちらのほうの写しをいただくようにしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） ちょっと教えてください。まず、病院にかかって、そこからスタートということですか。多分、耳が悪いから、もう病院に行かずに補聴器をつくりに行かれる方もいらっしゃると思うんですけど、まず病院。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 小野委員からの御質問にお答えいたします。

まず、病院にかかっていたきたいと思います。といいますのが、耳の聴力レベルが、こちらのほうで調べる限りではデシベルで耳の聴力を測るようになっておりまして、その聴力を測るに当たってはやはり医師から補聴器による治療が必要と判断されなければいけないと思います。70デシベル以上ですと障害者手帳の該当にもなりますし、正しい診断をもらってということで、病院にかかってからのスタートというふうに考えております。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 僕もこの難聴のことについて質問します。

予算調書7ページ、高齢者補聴器の助成についてお尋ねをいたします。

これは、いつから開始をしますか。これ、仁熊委員が一般質問されて、それで遅くなってやって、期待された方もいると思うんです。病院のほうにも聞いたりしてて、前もいつだったか言った、電気自動車の補助金の開始と同じで、いつから開始するのかというのを、例えば病院のほうが事前に聞き取りしてたら、病院側も、いやいや、総社市がこういう施策があつて、これが9月閉会だから10月から5万円もらえるから待てよとか、何かそういうふうな話とかが回っちゃったりとかして。いやいや、聞いてないよと。9月中に、補助要綱を今つくってると思うんですけど、この期間が始まる前に、1日前にでも買ってしまったら、もうもらえないじゃないですか。その辺の調整というのは、うまくやってますか。それを、ずっと前から仁熊委員が言われてたのは、いろいろそちらの御都合で遅くなって、期待された方もいたとは思いうんですよ。それで買った、1日違いとかで補助がもらえなかったりとかそういうこともあると、またそちら側にとってもいい話でもないですし、我々のところに相談に来られてもいい話ではないので、そのあたりの調整というか期間のあたり、病院側、もしくは買う人は誰か分からないですけど、患者というのはね。その辺はうまく調整できてるのかなというふうにちょっと心配はしておりますが、どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 萱野委員からの御質問にお答えいたします。

まず、こちらの補聴器の助成は10月1日からの開始でございます。

では、1日前に買った場合はどうなるかというお話ですけども、やはり条例（後刻「要綱」と訂正あり）のほうで10月1日から施行と決めておりますし、予算を伴うものですので、お話は10月1日からというふうにさせていただく予定です。

病院との関係とか、それからお問合せとかに関してですけども、病院のほうには3月からこういうお話があってということ、病院のほうに赴いて説明して、お伺いしております。その後も2回、3回と病院のほうにはお電話でお問合せをさせてもらっていて、書類についても細かくお話をさせてもらっていて、また改めて今後こういう制度をつくるかもしれないのでお伺いしますということも言っておりますので、病院のほうも幾らかそういうことは思っているというふう認識しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 確認なんですけど、だから病院側には、この要綱が10月1日から実施しますよというのは確実に伝えてある。これ、条例なら、我々もそうですし、新聞報道でも全部、市民の方は知ることができます。補助要綱に関して、10月1日からというのは知ることができないんです。そのあたりの10月1日からというのは、病院側にはお伝えしてる、してない。もう突然、これを議会が可決したら、閉会になったら、1日からというふうに病院側に説明をするのかということなんですけれども、そのあたりの病院側との話し合い、今後のスケジュールについて。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 萱野委員からの再度の御質問にお答えいたします。

病院側の調整といいますか、病院側のほうに10月1日からということは言っておりません。予算を伴うものですから、これから制度を固めていきたいということは伝えておりますけれども、いつからという日付は言っておりません。病院側のほうに、先ほども申しましたとおり、書類とかもございまして、もし助成が始まればこういう書類を求めるんだけれどもということは伝えております。また、今後、議会の閉会後に病院のほうに行く予定にしておりますので、そこで詳しく御説明する予定です。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 申し訳ありません、先ほど条例と申しましたが、要綱で作成しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 調書の9ページ、第4款衛生費、第1項の保健衛生費、第2目の予防費、定期臨時予防接種事業について、この健康被害、要は新型コロナウイルス予防接種の健康被害の認定に伴う救済給付費の支給に伴う増額になっています。これは被害認定があるたびに補正予算で出てくるわけですか。これ、今回、財源、国庫支出金が88万円になってますが、いかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 仁熊委員の御質問でございますが、今回新たに、進達のほうは行っていたものでございまして、そういった方の中で新たに1名認定をされたということでございますので、そういった認定があるたびに補正予算計上するのかということでございますが、こういったタイミングということになりますと、やはり補正予算で対応ということになってまいります。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第74号 令和6年度総社市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（小原靖子君） 議案第74号 令和6年度総社市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、令和5年度の介護給付費負担金等の額及び繰越金が確定したことに伴うものが主なものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,477万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億8,977万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第1款総務費、第2項徴収費、第1目賦課徴収費及び同款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費の増額につきましては、郵便料金の値上げに伴い通信運搬費を増額するものでございます。

次に、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度決算による剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるもので、1,328万9,000円を増額するものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金1億6,101万6,000円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の確定により超過交付となった国庫支出金等を返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第2目地域支援事業支援交付金282万4,000円の増額は、前年度の地域支援事業費の確定による社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分でございます。

次に、第9款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金46万9,000円の増額につきましては、歳出で御説明申し上げました通信運搬費の増額に伴うものでございます。

次に、第10款繰越金につきましては、令和5年度決算額の確定により1億7,148万1,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についての審査に入ります。

本件について当局から御意見等があれば、御発言願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 請願第2号について御説明いたします。

まず、35人学級ですが、令和3年度から段階的に小学校で40人から引き下げられており、今年度は小学校5年生までが35人学級となっております。来年度で小学校全学年の通常学級の学級編制が35人となります。中学校につきましては、35人学級の実現に向けて、国で小学校の効果検証を基に検討する予定となっております。岡山県では、中学校の国の基準、40人学級を下回るような学級の弾力的運用に対し教員の加配措置を行っており、総社市でも2校で運用をしております。

教育現場での教育課題は多様化、複雑化しており、業務の多忙化が課題となっております。働き方改革の視点とともに、教職員の加配により本来の教育活動に注力できる時間が増え、教育の質の向上にもつながると考えております。また、多忙化については、教員不足も一つの要因と捉えております。新採用者を持続的に確保し、専門性を発揮した教育活動や、教職員を目指す者が安心して働くことができるように、教職員の処遇改善を望んでおります。

義務教育費国庫負担割合につきましては、全ての子どもたちの教育の機会均等と水準の維持向上を図るためにも、拡充が図られることを事務局としても期待をしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 本件について御意見等があれば御発言願います。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 例えば本市で全ての35人学級、これに伴うと教室が足りなくなる学校がありますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 今現在、中学校のほうでは、総社東中学校と総社西中学校で弾力的に35人学級を運用しております。ただ、現在ですと、総社東中学校の2年生と3年生、総社西中学校の1年生と3年生でしておるんですが、これが全て35人学級となると総社東中学校で少し学級の教室が足りなくなる可能性はあります。現在の運用ですと、一応人数で35人学級にすると恐らく9クラスぐらいになると思いますので、少人数等の指導での教室が足りなくなるという可能性はあります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見ありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） これは数年前から総社市が、多少の文言は違いますでしょうけれども、10年ぐらい前からこれに対する請願をこの時期に毎年全会一致で挙げておりますので、今年も政府のほうへ請願を出せばよろしいかと思います。お諮りください。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

では、これより本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時22分